

第1号通所事業 重要事項説明書

当事業所はご利用者様に対して第 1 号通所事業を提供します。事業所の概要及び提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

□■□ 重要事項説明書目次 □■□

1、事業者の概要	2
2、事業所の概要	2
3、サービス内容	3
4、利用料金について	3
5、秘密保持	5
6、緊急対応	5
7、サービス内容に関する相談・苦情	5
8、虐待防止に関する事項	6

株式会社アネックス デイサービス ゆとりえ春日

第 1 号通所事業重要事項説明書

1. 事業者の概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）

名称・法人種別	株式会社アネックス	
設立年月日	平成 18 年 1 月 23 日	
資本金	4,000 万円	
代表者役職・氏名	代表取締役 西連寺早苗	
所在地(本社)	茨城県土浦市桜ヶ丘町14番30号	
電話番号	029-846-3917(代表)	
URL	http://annex-ltd.jp	
事業内容	地域密着型通所介護事業	第1号通所事業
	労働者派遣事業	
事業所数	通所介護事業	2ヶ所

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスゆとりえ春日		
所在地	茨城県つくば市春日 2-32-11		
電話番号	029-879-7333		
介護事業所番号	0872002522		
サービスを提供する地域	つくば市		
送迎範囲	送迎車にて往復 60 分以内		

(2) 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して第 1 号通所介護事業及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤		非常勤		資格保有者等
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	名	1 名	名	名	介護福祉士
生活相談員	1 名	1 名	名	名	介護福祉士
看護職員	名	名	名	名	
機能訓練指導員	名	名	1 名	名	看護師
介護職員	2 名	名	3 名	名	介護福祉士

(3) 設備の概要

定員	午前10名、午後10名
静養室	1室 1床
食堂兼機能訓練室	1室 41㎡
相談室	1室
浴室	一般浴槽2室
送迎車	3 台

※ 上記定員のうち、第 1 号通所事業をご利用の方だけでなく、通所介護サービスを受けられる方へも同一フロアにて定員枠内でサービスを提供いたします。

(4) 営業時間

営業日・営業時間	月曜日から土曜日、祝日 8:30～17:30
定休日	年末年始(12/30～1/3)
サービス提供時間	(1単位:午前)9:00～12:15、(2単位:午後)13:30～16:45

3. サービス内容

① 送 迎 ② 健康チェック ③ 機能訓練 ④ 入 浴 ⑤ 生活相談等

デイサービスセンターでの交流により、社会的な孤立感を解消します。また、日常生活に必要な訓練や健康増進などを支援して、運動プログラムの実施など必要なサービスを提供いたします。

4. 利用料金について

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて、利用料金の1割から3割をお支払いいただきます。

(1) 利用料金 ※「自己負担額」とは介護保険適用時の額を指します。

① 第1号通所事業の方

基本月額利用料金は、ご利用者様の要支援度に応じて異なります。

5級地	基本月額料金	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
事業対象者 要支援1	18,789 円(1月につき)	1,879 円	3,758 円	5,637 円
要支援2	37,839 円(1月につき)	3,784 円	7,568 円	11,352 円

※ サービス利用時間、回数は予防ケアプランに従い、お客様と相談のうえ決定いたします。

※ 地域ごとに国が定めた地域区分を乗じて計算を致します。乗率は5級地(10.45%)となり、詳しくは料金表をご確認ください。

加算名	1 回あたりの 利用料金	1 回あたりの自己 負担額 1 割	1 回あたりの自己 負担額 2 割	1 回あたりの自 己 負担額 3 割	算定
送迎無し	-491 円	-50 円	-99 円	-148 円	▲

※ 居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を減算する。

② 加算

加算名	1月あたりの加算単位	算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数	○

【重要】算定状況の表記にかかわらず、介護保険法に従い、加算が発生した場合は別途頂く場合がございます。(その際は、事前に通知を持ってご案内申し上げます。)

※上記は基本の利用料金となりますが、地域ごとに国が定めた地域区分を乗じて計算を致します。

乗率は5級地(10.45%)となり、詳しくは料金表をご確認ください。

(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金

項目	概要	単価
嗜好飲食材料費	1日につき	300円
タオル貸出費	1回につき	100円
おむつ代	1枚につき	100円
パット代	1枚につき	50円
複写物	1枚につき	実費額
特別企画費	特別企画にてイベントを開催する場合	別途料金
その他の日常生活費	利用者の希望により購入する身の回り品	実費額

(3) 交通費等

通常の事業の実施地域を超える場合は、下記の交通費をいただきます。

項目	概要	単価
交通費	事業所から、通常の送迎地域を越えて片道1kmにつき	100円

(4) キャンセル料

○お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

概要	
午前ご利用のお客様：ご利用日の前営業日午後3時までにご連絡いただいた場合 午後ご利用のお客様：当日9時半までにご連絡いただいた場合	無料
午前のお客様：当日のご連絡、または前営業日午後3時以降のご連絡や連絡がない場合キャンセル料が発生します。	1000円／回
午後のお客様：当日9時半以降のご連絡またはご連絡がない場合はキャンセル料が発生します。	1000円／回

※ キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

○健康上の理由による中止(次の場合は、キャンセル料は発生いたしません。)

当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

(5) 第1号通所事業ご利用時の注意事項

- ① 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、通所介護計画に位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ② 契約者の体調不良や状態の改善等により通所介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または通所介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの引き又は増額はしません。
- ③ 契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、通所計画に定めた実施回数、時間数を大幅に上回る場合には、居宅介護支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ④ 月ごとの定額制となっている為、月の途中から利用開始、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 1 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
 - 2 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
 - 3 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 - 4 短期入所を同月内に利用している場合

(6) 認定前ご利用の注意事項

要介護認定結果が通知される前にサービスを利用され、要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合、すでに利用されたサービス費用は、全額自己負担となります。

(7) 支払方法

お客様負担金は原則として口座自動引落としとさせていただきます。尚、サービス提供翌月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

※手数料は当社負担です。

口座引き落としが困難な場合は現金での集金をさせていただきます。

5. 秘密保持

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も永続的に継続いたしますことをお約束します。

6. 緊急対応

サービス利用中に急変、事故等が起こった場合は、主治医に連絡を行い主治医の指示に基づき救急搬送及び家族へ連絡を行い、担当ケアマネジャーへ連絡を行います。
災害時にはご家族へ状況をご連絡申し上げます。

7. サービス内容に関する相談・苦情

① 当センターご利用者相談・苦情窓口

担当 デイサービス ゆとりえ春日 管理者、生活相談員
電話 029-879-7333

② その他の窓口

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

＜お問合せ先＞

つくば市役所高齢福祉課 : 029-883-1111

茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課 : 029-301-1565

③ 苦情に関する対応

自ら提供したサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。苦情に関する内容につきましては記録文書を作成し、改善対応策をご連絡いたします。

8. 虐待防止の措置に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するための管理者を責任者とし、従業者に対する内部研修(厚労省映像)を年 1 回実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は指定地域密着型通所介護サービスの提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等

2020 年 4 月 1 日制定

高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、利用者の安全確保、利用者家族との対応の検討、市町村に通報、職員への注意指導、処分します。